



作成日 2020/09/30

安全データシート

1. 化学品及び会社情報

| | |
|----------|----------------------|
| 化学品の名称 | U-レジストCG2 硬化剤 |
| 製品コード | CE-F01-1187 |
| 供給者の会社名称 | 宇部興産建材株式会社 |
| 住所 | 東京都港区芝浦1-2-1 シーバンスN館 |
| 電話番号 | 03-5419-6206 |
| FAX番号 | 03-5419-6265 |

2. 危険有害性の要約
化学品のGHS分類

| | |
|----------|--|
| 物理化学的危険性 | 引火性液体 区分3 |
| 健康有害性 | 急性毒性(経口) 区分4 急性毒性(経皮) 区分4 皮膚腐食性/刺激性 区分2 眼に対する重篤な損傷性/眼刺激性 区分2 皮膚感作性 区分1A 特定標的臓器毒性(単回ばく露) 区分3(麻酔作用 気道刺激性) 特定標的臓器毒性(反復ばく露) 区分1(呼吸器 中 枢神経) 特定標的臓器毒性(反復ばく露) 区分2(肺) |
| 環境有害性 | 誤えん有害性 区分1 水生環境有害性 短期(急性) 区分1 水生環境有害性 長期(慢性) 区分1 上記で記載がない危険有害性は、区分に該当しない(分類対象外)か分類できない。 |

GHSラベル要素

絵表示

注意喚起語
危険有害性情報

危険
H226 引火性液体及び蒸気
H302+H312 飲み込んだ場合や皮膚に接触した場合は有害
H304 飲み込んで気道に侵入すると生命に危険のおそれ
H315 皮膚刺激
H317 アレルギー性皮膚反応を起こすおそれ
H319 強い眼刺激
H335 呼吸器への刺激のおそれ
H336 眠気又はめまいのおそれ
H372 長期にわたる、又は反復ばく露による呼吸器、中枢神経の障害
H373 長期にわたる、又は反復ばく露による肺の障害のおそれ
H400 水生生物に非常に強い毒性
H410 長期継続的影響によって水生生物に非常に強い毒性

注意書き
予防策

熱、高温のもの、火花、裸火及び他の着火源から遠ざけること。禁煙。(P210)

粉塵／ヒューム／ガス／ミスト／蒸気／スプレーを吸入しないこと。(P260)
 環境への放出を避けること。(P273)
 保護手袋／保護衣／保護眼鏡／保護面を着用すること。(P280)
 ばく露又はばく露の懸念がある場合：医師の診察／手当てを受けること。(P308+P313)
 内容物、容器を都道府県知事の許可を受けた専門の廃棄物処理業者に業務委託すること。(P501)

対応
 廃棄

3. 組成及び成分情報

化学物質・混合物の区別

混合物

| 化学名又は一般名 | 濃度又は濃度範囲 | 化学式 | 官報公示整理番号 | | CAS番号 |
|--|----------|---------|-------------------|-----|------------|
| | | | 化審法 | 安衛法 | |
| ポリアミン | 25～40% | 不明 | | | — |
| 芳香族炭化水素類 (1,3,5-トリニチルベンゼン、 1,2,3-トリニチルベンゼンを含む) | 30～70% | 不明 | (3)-7 (3)-3427 | 公表 | 64742-95-6 |
| 1-メトキシ-2-ヒドロキシプロパン | <0.5% | C4H10O2 | (2)-404 | 公表 | 107-98-2 |

4. 応急措置

吸入した場合

空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。
 気分が悪い時は、医師の診断、手当てを受けること。

皮膚に付着した場合

多量の水と石鹼で洗うこと。
 皮膚刺激又は発疹が生じた場合は、医師の診断、手当てを受けること。

眼に入った場合

水で数分間注意深く洗うこと。次に、コンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。
 眼の刺激が持続する場合、医師の診断、手当てを受けること。

飲み込んだ場合

口をすすぐこと。
 医師の診断、手当てを受けること。

5. 火災時の措置

適切な消火剤

粉末消火剤、二酸化炭素、噴霧水、一般の泡消火剤

使ってはならない消火剤

棒状注水。

火災時の特有の危険有害性

燃焼や高温により分解し、有毒なヒュームを発生する恐れがあるので注意する。

特有の消火方法

周辺火災の場合、移動可能な容器は速やかに安全な場所に移す。

散水によって逆に火災が広がるおそれがある場合には、上記に示す消火剤のうち、散水以外の適切な消火剤を利用すること。

消火活動を行う者の特別な保護具及び予防措置

状況に応じて、適切な空気呼吸器、化学用保護衣を着用する。

6. 漏出時の措置

人体に対する注意事項、保護具及び緊急時措置

作業者は適切な保護具(『8. ばく露防止及び保護措置』の項を参照)を着用し、眼、皮膚への接触や吸入を避ける。

直ちに、全ての方向に適切な距離を漏洩区域として隔離する。

環境に対する注意事項

立ち入る前に、密閉された場所を換気する。
 環境への悪影響が懸念されるため、河川等へ排出されないよう注意する。

封じ込め及び浄化の方法
及び機材

ウエス、乾燥砂、土、おがくずなどに吸収させて回収する。
大量の流出には盛土で囲って流出を防止する。
付着物、回収物などは、関係法規に基づき速やかに処分する。
すべての発火源を速やかに取除く。
排水溝、下水溝、地下室あるいは閉鎖場所への流入を防ぐ。

二次災害の防止策

7. 取扱い及び保管上の注意
取扱い

技術的対策

『8. ばく露防止及び保護措置』に記載の設備対策を行い、保護具を着用する。
取扱い場所では、火花、火気、アークを発するものを使用しない。

安全取扱注意事項

火気厳禁
静電気対策を講ずる。
すべての安全注意を読み理解するまで取扱わないこと。
皮膚、眼および衣類との接触を避ける。
目や口に入ると刺激を受けることがあり、使用の際には十分気を付けること。
換気の良い場所で取り扱うこと。
ミスト、蒸気、スプレーを吸入しないこと。
容器を転倒させ、落下させ、衝撃を加え、又は引きずるなどの取扱いをしてはならない。
取扱い後は、うがい、洗眼、手洗いを励行する。
周辺での高温物、スパーク、火気の使用を禁止する。

保管

接触回避
安全な保管条件

『10. 安定性及び反応性』を参照。
高温多湿を避け、密閉された容器に入れ、火源、熱源から遠ざけた一定の場所に保管する。
酸化剤から離して保管する。
保管場所の床は、床面に水が浸入し、又は浸透しない構造とすること。

安全な容器包装材

法令の定めるところに従う。

8. ばく露防止及び保護措置

| | 管理濃度 | 許容濃度(産衛学会) | 許容濃度(ACGIH) |
|--|------|----------------------------|-----------------------------|
| 芳香族炭化水素類 (1,3,5-トリニチルベンゼン、 1,2,3-トリニチルベンゼンを含む) | 未設定 | 25rpm 120mg/m ³ | TWA 25ppm |
| 1-メトキシ-2-プロパノール | 未設定 | 未設定 | TWA 50 ppm, STEL 100 ppm |

設備対策

静電気放電に対する予防措置を講ずること。
本製品を貯蔵ないし取扱う作業場には、洗眼器と安全シャワーを設置すること。
空气中濃度を推奨された管理濃度・許容濃度以下に保つために、工程の密閉化、局所排気、その他の設備対策を実施する。

保護具

呼吸用保護具
手の保護具
眼、顔面の保護具
皮膚及び身体の保護具

防塵マスク、自給式呼吸器、送気マスク等。
不浸透性の手袋。
保護眼鏡(ゴーグル型)。状況に応じ保護面不浸透性の保護衣

9. 物理的及び化学的性質
物理状態

液体

| | |
|-------------------|------------------------------|
| 形状 | 液体(粘稠液) |
| 色 | 淡黄色 |
| 臭い | 芳香 |
| 融点/凝固点 | データなし |
| 沸点又は初留点及び沸点範囲 | データなし |
| 可燃性 | データなし |
| 爆発下限界及び爆発上限界/可燃限界 | データなし |
| 引火点 | 49°C (不明) |
| 自然発火点 | 431°C |
| 分解温度 | データなし |
| pH | データなし |
| 動粘性率 | 1.61mm ² /s(40°C) |
| 溶解度 | データなし |
| n-オクタノール/水分配係数 | データなし |
| 蒸気圧 | データなし |
| 密度及び/又は相対密度 | 1.0g/cm ³ (23°C) |
| 相対ガス密度 | データなし |
| 粒子特性 | データなし |

10. 安定性及び反応性

| | |
|------------|----------------------------|
| 反応性 | 通常の条件下においては安定である。 |
| 化学的安定性 | 通常の条件下においては安定である。 |
| 危険有害反応可能性 | 強酸化剤と激しく反応し、火災や爆発の危険をもたらす。 |
| 避けるべき条件 | 加熱、直射日光、静電気、火花、空気との接触 |
| 混触危険物質 | 酸化剤、酸、アルカリ |
| 危険有害な分解生成物 | 窒素酸化物、一酸化炭素、二酸化炭素 |

11. 有害性情報

| | | |
|------------------|----|---|
| 急性毒性 | 経口 | 区分4 以下の区分の物質を含む。 区分4:ポリミアン 濃度が ^g 25%以上あるため、区分4とした。 |
| | 経皮 | 区分4 以下の区分の物質を含む。 区分4:ポリミアン 濃度が ^g 25%以上あるため、区分4とした。 |
| 皮膚腐食性/刺激性 | 吸入 | 分類できない。 区分2 以下の区分の物質を含む。 区分2:芳香族炭化水素類 濃度が ^g 30%以上のため、区分2とした。 |
| 眼に対する重篤な損傷性/眼刺激性 | | 区分2 以下の区分の物質を含む。 区分2A:ポリミアン 区分2B:芳香族炭化水素類 両物質の合計濃度が55%以上のため、区分2とした。 |
| 呼吸器感受性 | | 分類できない。 |
| 皮膚感受性 | | 区分1A |
| 生殖細胞変異原性 | | 分類できない。 |
| 発がん性 | | 分類できない。 |
| 生殖毒性 | | 分類できない。 |
| 特定標的臓器毒性(単回ばく露) | | 区分3 以下の区分の物質を含む。 |

特定標的臓器毒性(反復ばく露) 区分3:芳香族炭化水素類(気道刺激性、麻酔作用)
濃度が30%以上のため、区分3とした。
区分1
以下の区分の物質を含む。
区分1:芳香族炭化水素類(中枢神経系、呼吸器)
区分2:芳香族炭化水素類(肺)
濃度が30%以上のため、区分1とした。

誤えん有害性 区分1
以下の区分の物質を含む。
区分1:芳香族炭化水素類
濃度が30%のため、区分1とした。

12. 環境影響情報

水生環境有害性 短期(急性)

区分1
以下の区分の物質を含む。
区分1:ポリミアン
濃度が25%以上あるため、区分1とした。

水生環境有害性 長期(慢性)

区分1
以下の区分の物質を含む。
区分1:ポリミアン
濃度が25%以上あるため、区分1とした。

生態毒性
残留性・分解性
生体蓄積性
土壤中の移動性
オゾン層への有害性

データなし
データなし
データなし
データなし
分類できない。

13. 廃棄上の注意

残余廃棄物

廃棄においては、関連法規並びに地方自治体の基準に従うこと。
都道府県知事などの許可を受けた産業廃棄物処理業者、もしくは地方公共団体がその処理を行っている場合にはそこに委託して処理する。
廃棄物の処理を依頼する場合、処理業者等に危険性、有害性を充分告知の上処理を委託する。

汚染容器及び包装

下水、河川等へ流入することがないように厳重に注意する。
容器は清浄してリサイクルするか、関連法規並びに地方自治体の基準に従って適切な処分を行う。
空容器を廃棄する場合は、内容物を完全に除去すること。

14. 輸送上の注意

国際規制

| | |
|----------------------|---|
| 海上規制情報 | IMOの規定に従う。 |
| UN No. | 3082 |
| Proper Shipping Name | ENVIRONMENTALLY HAZARDOUS SUBSTANCE, LIQUID, N.O.S. |
| Class | 9 |
| Packing Group | III |
| Marine Pollutant | Not applicable |
| Liquid Substance | Not applicable |
| Transported in Bulk | |
| According to | |
| MARPOL 73/78, | |
| Annex II, the IBC | |
| Code | |
| 航空規制情報 | ICAO/IATAの規定に従う。 |
| UN No. | 3082 |
| Proper Shipping Name | ENVIRONMENTALLY HAZARDOUS SUBSTANCE, LIQUID, N.O.S. |
| Class | 9 |
| Packing Group | III |

| | | |
|------------|--|---|
| 国内規制 | 陸上規制 海上規制情報 国連番号 品名 国連分類 容器等級 海洋汚染物質 MARPOL 73/78 附 属書II 及びIBC コー ドによるばら積み輸 送される液体物質 航空規制情報 国連番号 品名 国連分類 等級 | 該当しない 船舶安全法の規定に従う。 3082 環境有害物質(液体) 9 Ⅲ 非該当 非該当 航空法の規定に従う。 3082 環境有害物質(液体) 9 Ⅲ |
| 特別の安全対策 | 転倒、落下、破損がないように積み込み、荷崩れの防止を確実に行う。 包装容器を破損させないように注意し、直射日光や雨水に当たらない様に 被覆シートをかけて輸送する。 その他、『7. 取扱い及び保管上の注意』の項の記載による。 | |
| 緊急時応急措置指針番 | 171 | |

15. 適用法令

| | |
|--------------------------|--|
| 労働安全衛生法 | 第3種有機溶剤等(施行令別表第6の2・有機溶剤中毒予防規則第1条 第1項第5号) 名称等を表示すべき危険物及び有害物(法第57条第1項、施行令第18 条第1号、第2号別表第9) 危険物・引火性の物(施行令別表第1第4号) 名称等を通知すべき危険物及び有害物(法第57条の2、施行令第18条 の2第1号、第2号別表第9) ・芳香族炭化水素類(法令指定番号:330) |
| 毒物及び劇物取締法 | 非該当 |
| 化学物質排出把握管理 促進法(PRTR法) | 第1種指定化学物質(法第2条第2項、施行令第1条別表第1) ・芳香族炭化水素類(法令指定番号:296,297) |
| 消防法 | 第4類引火性液体、第二石油類非水溶性液体 |
| 大気汚染防止法 | 揮発性有機化合物(法第2条第4項)(環境省から都道府県への通達) |
| 海洋汚染防止法 | 油性混合物(施行規則第2条の2) 有害液体物質(X類物質)・油性混合物(施行令別表第1第1号イ(81)) |
| 外国為替及び外国貿易法 | 輸出貿易管理令別表第1の16の項 |
| 船舶安全法 | 有害性物質(危規則第3条危険物告示別表第1) |
| 航空法 | その他の有害物質(施行規則第194条危険物告示別表第1) |
| 道路法 | 車両の通行の制限(施行令第19条の13、(独)日本高速道路保有・債 務返済機構公示第12号・別表第2) |
| 特定有害廃棄物輸出入 規制法(バーゼル法) | 特定有害廃棄物(法第2条第1項第1号イ、平成30年6月18日省令第1 2号) |
| 労働基準法 | がん原性化学物質(法第75条第2項、施行規則第35条別表第1の2第 7号) |

16. その他の情報

| | |
|----------|--|
| 参考文献 | 情報なし |
| 記載内容の取扱い | 記載内容は現時点で入手できた資料や情報に基づいて作成してありま すが、記載データや評価に関しては、いかなる保証もなすものではありません。また、注意事項は通常の取扱いを対象としたものですので、特別 な取扱いをする場合には新たに用途・用法に適した安全対策を実施の 上、お取扱い願います。 |